

## 生死不明の相続人がいる場合はどのように相続したらよいか

相談 内容	<p>最近父が死亡し、相続人が集まり遺産分割の協議を行ったが、相続人のなかに10年前から行方不明となって消息不明の者がいる。相続人は配偶者と長男、長女そして行方不明となっている次男であり、このような場合の相続手続きについて知りたい。</p>
回答 内容	<p>次男が行方不明となっているからといって、戸籍上の次男であることから、死亡したことが確認できない限り、法律上は相続人である次男を除いて分割協議することはできません。不在である相続人を除いて遺産分割しても無効となります。ただし、不在の相続人のために、不在者財産管理者を選任（民法第25条、26条、家事審判規則第32条）し、家庭裁判所の許可を得たうえで、遺産を分割することはできますが、相続人の行方不明の期間が相当長期で、被相続人より先に死亡しているかも知れない場合には、財産管理人を加えて遺産を分割しても、その分割は無効となりますので注意が必要です。</p> <p>相続人の行方不明期間が相当長期である場合は、失踪宣告を受けることが適切であると思われます。失踪宣告は、7年以上生死が不明である場合に、利害関係人（相続人・債務者等）が、不在者の住所地の家庭裁判所へ申し立てることができます。（民法第30条）7年間は、最後の音信の時、つまり不在者が生存していると知られた最後の時から起算されます。家庭裁判所は申し立てがあった場合は、事情調査後、広告催告の公示を6ヵ月以上して行方不明者本人またはその生存を知っている人に届け出るよう促したうえで、届出がないときに失踪宣告の審判が下されます。</p> <p>申立人は、審判が確定してから10日以内に審判の謄本と審判の確定証明書を添えて行方不明者の本籍地または届出人の住所地の市町村長に届け出なければなりません。届け出が受理されると行方不明者は死亡した者として戸籍から除籍されます。</p> <p>こうした手続きは専門家である司法書士、弁護士あるいは行政書士に相談されることをお勧めします。</p>